

地名散歩

「地名散歩」第41回から第87回までをまとめた本が発売されます！

今尾恵介『ふしぎ地名巡り』（ちくま文庫）

筑摩書房 2020年1月9日刊行（本体720円＋税）

第94回 橋の名前はどのようになっているか(前編)

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

全国に大きな爪痕を残した令和元年(2019)10月の台風19号。日野市の拙宅近くにある甲州街道の日野橋も、強烈な多摩川の激流に洗われて橋脚1本が沈下、その両側の橋桁が傾いて通行止めになってしまった。すぐ上流側にモノレールと共用の立日橋^{たつひ}があるので自動車交通に致命的な影響を与えてはいないが、渋滞が目立つようになったという。日野橋は長らく国道20号の一部であったが、日野バイパスが南側に完成してからは都道となっている。原稿執筆時点では復旧工事は令和2年(2020)の梅雨入り前の完成を目指して始まったところだ。

この日野橋は大正15年(1926)に竣工した90年を越える歴史を誇るが、橋脚の間隔もそれなりに狭いため、やはり最も強く水圧を受けた橋脚が被害を受けたと思われる。日野橋

が開通する以前に多摩川に架かっていた道路橋といえば、ずっと下流にある東海道の六郷橋だけで、上流側は青梅まで遡らなければならなかった。それ以外の兩岸の交通は渡船以外に方法がなかったのである。

日野橋は立川市と日野市を結んでいるが、この名前になったのはおそらく江戸期から続いてきた「日野渡^{ひのわたし}」という渡船の名前を踏襲したものだろう(前述の立日橋は両市の頭文字の合成)。東海道の多摩川渡船は六郷村が渡船事業を担当した六郷渡で、これも明治期に架けられた六郷橋に引き継がれている。

橋の名前はこのような渡船との関係を継続させたものが目立つが、そればかりとも限らない。ためしに東京から放射状に出ている主な街道の橋を東から見ていると、まず国道14



多摩川に大正15年(1926)に架けられた甲州街道(現都道256号)の日野橋。立川と日野を結んでいるが、日野渡の名が踏襲された。1:25,000「府中」昭和5年部分修正



かつては隅田川の左岸(東側)が下総国で、右岸の武蔵国を結ぶことから両国橋。昭和6年(1931)までは駅名も両国橋駅だった。1:10,000「日本橋」大正8年鉄道補入

号千葉街道が隅田川を渡るのが両国橋である。明暦3年(1657)の大火を機に東側へ拡張した江戸市街の交通のために架けられたもので、寛文元年(1661)に完成した。当初は単に大橋と呼ばれたが、江戸初期まで川の左岸(東側)が下総国であったため、武蔵と下総を結ぶことから両国橋と通称されるようになり、その後は正式名称となった。

その先で千葉県との境界である江戸川を渡るのが市川橋である。明治37年(1904)に初代の橋が架けられた当初は江戸川橋と称したが、都心に近い神田川の橋(現在は江戸川橋駅もある)と紛らわしいためか、昭和2年(1927)に市川橋と改称した。国道6号水戸街道がこの川を渡るのは葛飾橋である。かつては金町渡が結んでいた近くに架けられたが、初代の架橋は明治44年(1911)とこちらも古い。葛飾は両岸共通の郡名である(千葉県側が東葛飾郡、東京側が南葛飾郡)。

国道4号奥州街道・日光街道が隅田川を渡るのは千住大橋だ。架橋は江戸幕府が開かれる前の文禄3年(1594)というから古く、当初はこれも単に大橋と呼んだという。万治2年(1659)に下流側に両国橋が登場して区別のために千住大橋と改めた。千住は奥州日光街道の江戸を出て最初の宿場の名である。後に新しくできた荒川放水路(現荒川)の橋は大正13年(1924)竣功の千住新橋。文字通り新しい橋で、川幅に応じて長く、千住大橋のおよそ倍はある。中山道が荒川を渡るのは戸田橋だ。この場所にも架橋前には戸田渡があったので、その名を継承したようだ。

全国の橋の名を概観すると、これまで見たように渡船を担当するなどした川の一方の地名を採用するもの、郡名(広域地名)などの他に、吉野川橋(徳島県)や富士川橋(山梨県・静

岡県)などの河川名そのものなど多様だが、このうち両国橋は意外に各地に存在する。たとえば最近歩いた岡山市の西部、吉備津神社近くに備前・備中の国境の細流に架かるのが両国橋。地図にも載っていなかったけれど、親柱にそう刻まれていたので意外ではあったが、2つの国に跨がっていただんなに小さな橋であっても名乗る権利(?)がある。それでもこれまで見た両国橋の中で最小であった。

郡の境だと「両郡橋」になる。それほど一般的でないが、横浜市保土ヶ谷区の相模鉄道の上星川駅のすぐ近くにある。帷子川を渡る小さな橋で、現在では区境でもなく、上星川町と坂本町の境界に過ぎないのだが、かつては都筑郡(上星川村)と橘樹郡(坂本村)の境界だった。どちらの郡も全域が戦前に横浜・川崎両市のエリアに含まれて消えてから80年以上も経っているので、もはや記念碑的な橋名である。

ニホンザルの生息地で知られる大分県の高崎山の麓にも両郡橋がある。交通量の多い国道10号のこの橋は大分市と別府市の境界を流れる小さな川に架かり、かつては大分郡と速見郡の境界であった。今は「両市橋」というべきものかもしれないが、かつて設けられていた大分交通別大線の路面電車の両郡橋停留所を引き継ぐバス停が健在である。

冒頭でご紹介した両岸の地名を合わせた立日橋のようなパターンも多く、東京都内では神田川に架かる明治通りの高戸橋がある。現在の両岸は豊島区高田と新宿区西早稲田なので字が合わないが、後者は昭和50年(1975)まで戸塚町だったので、それを知っていれば納得できる。このように記念碑的な橋名は意外に多い。橋の名前は他にもさまざまなパターンがあるので、次回も取り上げることにしよう。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.756
2020 January



表紙写真

「流氷に着地

(オジロワシ)」

第34回写真コンクールは一もに一賞
神長 正昭●茨城会

北海道東部の羅臼港から船に乗り、流氷がある所にオオワシ、オジロワシが羽を休めています。ここは世界的に有名な所で多くの外国人がカメラを構えて写真を撮っています。流氷に着地するところを狙って撮影してみました。

- 地名散歩 今尾 恵介
- 03 新年の挨拶／年頭のご挨拶**
日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和
- 05 新年の挨拶／新年の御挨拶**
法務省民事局長 小出 邦夫
- 06 土地の表示に関する登記の沿革(13)**
都市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美
- 09 第34回 日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフ千葉大会**
千葉県土地家屋調査士会
- 12 役員及び綱紀委員を対象とした綱紀事案等の対応に関する
研修会**
東京土地家屋調査士会 理事(広報事業) 原田 盛比古
- 14 愛しき我が会、我が地元 Vol.71**
岐阜会／大分会
- 17 未来につなぐ相続登記シンポジウム2019 in 津**
～次世代を担う子どもたちのために～
- 19 ADR民間紛争解決手続代理関係業務
法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！**
- 22 土地家屋調査士新人研修のお知らせ**
- 22 土地家屋調査士名簿の登録関係**
- 23 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に
立ちます！**
- 24 会長レポート**
- 26 会務日誌**
- 28 大規模災害基金状況**
- 30 国民年金基金**
- 32 公嘱協会情報 Vol.141**
- 34 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行
について**
- 36 ちょうさし俳壇**
- 37 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！
土地家屋調査士 調査情報保全活用
調査士カルテMap**
- 38 編集後記**

年頭のご挨拶



日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和

新年明けましておめでとうございます。皆様には令和2年の新年を穏やかに迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から連合会の会務運営と役員及び事務局職員に対するご支援とご協力を賜り、改めて心より感謝申し上げます。

ここ数年の地震や大雨により被災された地域の復旧もまだまだであり、改めて被災された皆様の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。土地家屋調査士は、災害時の被害認定調査に協力させていただくという、新たな社会貢献活動にも積極的に参画していきたいと思っております。

日本が直面している、人口減少、少子高齢化などの現実から発生していると思われる、空き家問題、所有者不明土地の問題に対応するため、法務省では、我々の身近な法律である民法や不動産登記法の改正の議論が進められています。国土交通省では、土地基本法や国土調査法等の見直しの議論を行っています。当然、土地家屋調査士の業務に影響がありますので、注視していかなければならないと思っております。

昨年6月12日に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、1年6か月を超えない範囲で施行されることとなりました。

土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となると同時に、法第42条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ懲戒権者が変更されました。これらのことは、土地家屋調査士の資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたものと思っております。

連合会が連合会会則の改正作業を行うと同時に、各土地家屋調査士会も会則を土地家屋調査士法改正に則したものとさせていただかなければなりません。時間的な制約がある中、様々な懸案であった規定の整備とともに、これらを成し遂げなければならないという大変さはあると思いますが、皆様にはご理解を賜りますようお願いいたします。

我々土地家屋調査士は、土地家屋調査士法に規定された、使命遂行のためどういう意識を持っていくべきなのでしょう。改正法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである、とした附帯決議の一つに「土地家屋調査士の実務能力の向上のため実施される各種の研修制度について、その一層の充実に向けて協力すること。」とあり、研修の充実を決議いただいております。

土地家屋調査士が自ら研鑽に励む環境の構築、定期的な倫理研修など、日本土地家屋調査士会連合会が主体となり研修を推進すべきだと考えています。依頼者の信頼に応えるためにも、土地家屋調査士一人一人の資質の向上がなんといっても基本です。研修制度の充実を図り、業務受託環境や事務所の大小に左右されない、情報量や倫理観の格差の少ない業界を目指さなければならないと思っております。そして、個々の土地家屋調査士が、積極的に研修に参加し、その能力の向上に努めることが、土地家屋調査士の使命を果たすことにつながると考えなければなりません。

林千年元連合会会長の言葉に「意識が変われば行動が変わり、行動が変われば習慣が変わり、習慣が変われば業務が変わり、業務が変われば必ず制度が変わる。」というものがありません。今、我々土地家屋調査士が取り扱う業務の変革に向けて、この意識と行動を変える絶好の時期だと思っております。

さて、本年令和2年は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えます。今日までの土地家屋調査士の

歩みを振り返るとともに、土地家屋調査士として依頼者・国民に対して何ができるのかを、改めて考える機会としたいと思います。私ども土地家屋調査士と行政機関、関連士業、関連団体そして国民の皆様との「つながり」をキーワードとして、記念行事を計画しており、その一つとして令和2年10月26日にシンポジウムを予定しています。土地家屋調査士一人一人の行動が、制度を築き上げていく基盤であると思います。会員の皆様には是非とも出席を賜り盛

り上げていただきたいと思います。本年も、役員、事務局職員一同が協力し努力してまいりたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力よろしく願いいたします。

最後になりましたが、皆様にとりまして、今年一年がご健勝で明るく実りの多い良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。



土地家屋調査士制度制定 70 周年記念シンポジウムについて

「土地家屋調査士制度制定 70 周年記念シンポジウム」の開催を予定しています。

日 程	令和2年10月26日(月) 午後1時～
開催場所	東京国際フォーラム ホールB
主 催	日本土地家屋調査士会連合会
共 催	全国土地家屋調査士政治連盟 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会



新年の御挨拶

法務省民事局長 小出 邦夫



新年、明けましておめでとうございます。全国の土地家屋調査士の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、山形県沖地震をはじめ、台風15号や台風19号などの自然災害により、各地に甚大な被害が生じました。被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。そして、土地家屋調査士の皆様に対しましては、災害発生直後から無料相談に応ずるなど、被災者に寄り添った復旧支援に取り組んでいただいていることについて、この場をお借りしてあらためて感謝申し上げます。

さて、昨年の通常国会では、「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」が成立しました。

この改正法においては、土地家屋調査士の皆様の活躍の場が大きく拡大している近時の状況の変化を踏まえ、土地家屋調査士の専門家としての使命を明らかにする規定の創設のほか、懲戒権者を各地の法務局長から法務大臣に変更することなどの懲戒手続の適正・合理化策などが盛り込まれております。

改正法の趣旨にのっとり、皆様が我が国社会の発展に益々寄与されることを御期待申し上げます。

次に、現在、人口減少・高齢化が進む我が国においては、いわゆる「所有者不明土地問題」への対策は、政府における喫緊の課題となっているところであります。

昨年5月17日には、不動産登記の表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地の解消を図るため、「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立しました。この新たな法律に基づく登記の適正化の作業は、昨年11月22日の法律の一部施行をもってスタートしており、本年はいよいよ本格化いたします。土地家屋調査士の皆様には、所有者等探索委員としてこの作

業において大きな役割を果たしていただく必要があるところであり、幅広い御協力をお願いいたします。

また、経済の活性化やインフラ整備といった観点のみならず、自然災害への備えという観点からも、登記所備付地図の整備作業の推進が引き続き強く要請されており、積極的かつ強力に進めていかなければなりません。登記所備付地図の整備の重要性がますます高まる中であって、法務省・法務局においては、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び「震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画」に加え、平成28年熊本地震の被災地においても、令和2年度から令和6年度までの5か年で震災復興型作業を新たに実施することを検討しており、令和2年度も、登記所備付地図作成作業に取り組んでまいります。

これらの取組を実効性のあるものとしていくためには、表示に関する登記や筆界の専門家である皆様の専門的な知見の活用が不可欠です。

このほか、筆界特定制度についても、皆様が筆界調査委員として、あるいは、申請代理人として御尽力いただいた結果、国民に広く認識され定着した制度となっているものと実感しております。本年は、登記所備付地図の整備の観点から、その供給源の一つである地籍調査事業における筆界特定手続の活用も具体的に検討を進め、地籍調査実施主体に対してその申請権限を付与する施策の実施を図る予定です。本制度の更なる推進についても、引き続き御協力をお願いいたします。

最後に、皆様が、これまで培ってこられた専門知識を生かし、引き続き大いに御活躍されますことを期待するとともに、日本土地家屋調査士会連合会及び各土地家屋調査士会の益々の御発展を祈念いたしまして、私からの新年の挨拶とさせていただきます。

土地の表示に関する登記の沿革(13)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



5 表示に関する登記制度の創設(登記簿・台帳の一元化)

続きから((1)から(3)は、会報12月号(No.755)に掲載)

(4)メートル法の書換え

a 度量衡法(大正10年法律第71号)は、メートル法を基本とし、尺貫法からメートル法へ国内単位の統一を図った。

そして、計量法(昭和26年法律第207号)は、長さの計量単位はメートル(3条1号)、面積の計量単位は平方メートル(5条1号)とした。しかし、土地又は建物は昭和41年3月31日までは尺貫法による計量単位の併用が認められていた(計量法施行法(法律第208号)3条、計量法施行法第3条及び第6条の計量等を定める政令(昭和33年政令第329号)1条1号)。

b 土地台帳における地積の表示方法については、度量衡法によってメートル法が基本とされたことを受けて、メートル法による単位を原則とした(地租法(昭和6年法律第28号)7条)が、当分の間、尺貫法による単位による旨を規定した(同法100条)。

その後、土地台帳法(昭和22年法律第30号)は、地租法と同様、メートル法による単位を原則とした(同法8条)が、当分の間、尺貫法による単位によることができる旨を規定した(同法附則5条)。

c 不動産登記における地積の表示方法については、旧不動産登記法は、当初、土地の登記簿の表題部には「段別又ハ坪数」を記載すべきこととしていた(同法80条)。

その後、昭和35年法律第14号によって表示に関する登記制度が発足した後は、旧不動産登記法施行令は、「地積は、……平方メートルを単位として定め……」と規定した(4条)が、「地積は、昭和四十一年三月三十一日までの間は、第四条の規定にかかわらず、次の各号の規定により定めることができる」と規定し(同令附則3項)、尺貫法による計量単位の使用を許容した。

d この結果、不動産登記事務において昭和41年4月1日以降は、尺貫法による計量単位の使用が認められないこととなった。そこで、登記所では、昭和42年度から昭和47年度までの間、尺貫法の計量単位により表示されていた登記簿の地積の表示について、すべて平方メートルによる計量単位の表示へ書き換える作業が計画的に実施された。

尺貫法による計量単位により表示されている土地の地積について平方メートルに換算する場合には、原則として1万坪未満については1坪を3.30578512平方メートル、1坪以上については1坪を121分の400平方メートルとするが、次により換算しても差し支えないとされた(昭和41年3月1日民事甲第279号民事局長通達)。

- ① 1坪未満
……3.3057平方メートル
- ② 1坪以上10坪未満
……3.30578平方メートル
- ③ 10坪以上100坪未満
……3.305785平方メートル
- ④ 100坪以上1,000坪未満
……3.3057851平方メートル
- ⑤ 1,000坪以上10,000坪未満
……3.30578512平方メートル

e 登記簿・台帳一元化作業においては、将来、メートル法による地積の書き換えを行うことを前提として、土地台帳から新表題部に地積を移記する場合は地積欄の右側に記載し、その左側はメートル法による地積の書き換えの余白を設けることとされていた(登記簿・台帳一元化実施要領(昭和35年4月1日民事甲第685号民事局長通達)第27第1項)。

f 以上の経緯から、昭和41年3月31日までに提出された地積測量図等は尺貫法による計量単位が使用され、同年4月1日以降に提出された地積測量図等は平方メートルによる計量単位が使用された。

表題部の地積は、前述のとおり、平方メートルによる表示への書き換え作業が実施されたが、地

積測量図等は、何らの措置が講じられていないから、昭和41年3月31日以前に提出された地積測量図の単位は尺貫法によるものであることに留意する必要がある。

(5) 旧土地台帳附属地図の再製

a 昭和25年に税務署から移管を受けた地図には、損耗しているものも含まれていた。このため、土地台帳附属地図が破損甚だしい場合には、複製使用して差し支えないとされた(昭和26年1月31日民事甲第125号民事局長電報回答)。

そして、新たに作成した地図を土地台帳附属地図とするには、次に掲げる手続によることとされた(土地台帳事務取扱要領(昭和29年6月30日民事甲第1321号民事局長通達)第18)。

① 地図に記載された各筆の土地の状況が土地台帳の記載事項に符合するかどうかその他その地図が土地台帳附属地図として相当であるかどうかを調査すること(1項1号)。

② 新たに作成した地図を調査した結果、当該地図が土地台帳附属地図として相当であると認めるときは、その地図の適当な箇所に「昭和何年何月何日調製」と記載すること(1項2号)。

③ 新たに地図を作成した場合において、旧地図があるときは、これを30年間保存すること(2項)。

b 登記所では、旧土地台帳附属地図についての閲覧請求が増大するに伴い、その損耗、劣化が激しくなったため、昭和47年度から予算措置を講じて、ポリエステル・フィルムによる再製作業(マイラー化作業)に着手した(昭和47年8月30日民事三発第768号民事局長第三課長依命通知)。

この再製作業による地図は、ポリエステル・フィルムの厚さ0.125ミリメートル(500番)の様式により、原図と同一の縮尺で、上方が北になるようにし、再製後の地図に表示する土地の境界線は、土地の区画の現況を示すのみに限るとされた。したがって、一筆の土地内に存在する畦畔等を示す点線や朱線の表示は削除された。

また、数枚の原図又は数枚の原図の一部を集成し、これを一枚の地図として再製する場合において、集成する各原図の接合部分に齟齬があるときは、接合させないまま再製し、再製後の地図の当該間隙部分に分界線(字界線の線と区別できる他の破線、鎖線等を用いる。)を記入することとされた。

c 昭和61年に地籍調査作業規程準則(昭和32年

総理府令第71号)等が大幅に改正され、細部測量については数値法による精度の高い測量によることとされ、平成元年度ころから、法務局に送付された地籍図の大部分が数値地図となった。また、土地改良事業、土地区画整理事業等によって作成される土地所在図等についても数値地図が多くなってきた。

そこで、平成5年度、数値地図の精度の維持・管理を目的として数値地図管理システムが試行的に導入され、その後、数値地図のみならず、登記所が保管するすべての地図を対象とした地図管理システムが導入された。

d これら和紙地図での再製作業及びポリエステル・フィルムへの再製作業、そして、地図管理システムへの登録作業の成果図に対する登記所での検証作業は、通常の登記事務処理の中で行われたこともあって、必ずしも万全とはいえないものもあった。このため、現在、コンピュータに登録されている地図に準ずる図面には、再製作業や登録作業の際の誤りがあることに留意する必要がある。

(6) 法17条地図作製モデル作業

ア 法17条地図の供給源

a 旧不動産登記法第17条は、登記所に地図を備え付ける旨を、また、同法第18条第1項は、地図は土地の区画及び地番を明確にするものである旨を、規定していた(注)。しかし、旧土地台帳附属地図は法17条地図ではないとされたことは前述((3)のb(本誌755号))した。

b 不動産登記事務取扱手続準則(昭和38年4月14日民事甲第931号)第29条は、土地改良事業、土地区画整理事業による換地確定図及び国土調査事業の成果である地籍図は法17条地図とすることができる旨を規定していた。

c これらの事業のうち、最も組織的かつ大規模に行われている国土調査事業は、主として農村地帯を対象として進めており、土地改良事業は農耕地を対象とするものである。都市地域を対象とするのは土地区画整理事業のみであるが、この事業は既成市街地の限られた範囲に施行されるものであり、事業規模もそれほど大規模なものでないから、この事業によった法17条地図の整備を期待することはできない。

イ 法17条地図早期作成の必要性

a 明治初期ないし中期に作成された旧土地台帳附属地図は、一般的に現地復元性ないし現地指示性はないとされているが、100年余の間、この地図によって不動産取引が行われてきたという現実がある。

これは、土地は、徳川時代から、その利用形態に応じて、畦畔、石垣、側溝、生垣、塀等によって区画されて利用され、しかも、その利用形態に変化はなかった。そして、地域社会が安定し、当該地域住民の異動がほとんどない中で、地域社会の構成員の間で、地域内の各土地の区画や支配関係がお互いに承認され公知の事実であったから、隣地を取り込んで浸食した場合は、隣地の所有者から抗議を受けるとともに、地域社会の構成員から非難された。したがって、地域社会の構成員から、ある土地の区画、形状は、昔からどこの範囲であるかの証言を得られる結果、おおまかな土地の位置関係が明らかになる程度の地図(見取図的ないし地番配置図)でも、取引土地の範囲(筆界)が特定できたのであろう。

b 昭和35年以降の我が国の高度経済成長に伴い、産業構造が大きく変化する中で、労働力の第一次産業から第二次・第三次産業と移行することに伴う人口の大移動が生じ、地方から都市へ人口が集中した。この結果、大都市周辺では、地域社会が崩壊し、土地の形質が大きく変化し始めた。従来の住民によって構成されてきた地域社会は崩れ、古くから存続した社会生活秩序が通用しなくなるとともに、その地域内の各筆の土地の位置筆界等が地域社会的承認の下で維持保存されるという関係が破壊されてしまった。

一方、地方においても、人口が流出して過疎化が進んだ結果、生活様式や社会意識の変化が進むとともに、家族はその地域の地縁的つながりから独立して存在するようになり、戦後の個人主義思想の広がりの中で、地域内の各土地の区画が地域内社会の構成員の承認の下に維持保存されるという関係は難しくなった。

これに加えて、地価が高騰する中で、売買によって土地を取得した者は、「坪何円」として高額な代金を支払っている関係から、筆界についてセンチ単位での紛争が生じた。

c このような我が国社会経済の大きな変革の中で、地域社会の構成員の証言を前提とした旧土地

台帳附属地図程度の地図では、円滑、迅速な不動産取引に支障が生じ、また、各筆の土地の筆界についての所有者の関心が高まる中で、現地復元性ないし現地指示性のある法17条地図の備付けが求められた。

しかし、法17条地図の最大の供給源である地籍図は、国土調査法の立法経緯(8の(1)で後述する。)から、国土調査の実施地域のほとんどは農耕地であり、不動産取引において早期の備付けが求められる市街地及び準市街地において地籍図はほとんど送付されない状況にあった。

ウ 法17条地図作製モデル作業の実施

a そこで、法務省としては、早急に法17条地図の整備が要請されている市街地及び準市街地について、少しづつでも法17条地図作成作業を実施するとともに、将来、法務省が本格的に法17条地図を作成する場合の経費及び技術上の問題点等を明らかにし、併せて、各種の資料を収集することを目的として、昭和43年度から法17条地図作成のモデル作業を実施した。法17条地図作成のモデル作業は、土地家屋調査士会の協力を得て、昭和63年まで実施した。

(注) 香川保一元民事局長は、「不動産の台帳登録及び表示登記制度の回顧、現状及び展望(3)」(登記インターネット2巻8号37ページ)において、立法時、法務局が自前で法17条地図を作成することについて、「その当時も国調というのがあったわけです。そして登記法に17条を設けて、やがては国調も法務局の所管にした方が良いとは思っていましたが、やはり登記所が責任を持って地図作りをやるべきだという前提ではあります。だから他人様に作ってもらって、備えると言うつもりはなかったのです。だから、そんな痛いことを言ったもんだから、大蔵省が心配してしまって、すぐにも予算要求されても困ると言うようなことがあったのですが、それはもちろん登記所で作って備えるということですが、しかし、国調で作ったものでも、法務局の責任において審査して第17条の地図として大丈夫だというのは、第17条の地図として良いと言う解釈はできると思います。ただ大丈夫だと言うのは容易なことではありませんがね。」と述べている。

(次号へつづく)

第34回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ千葉大会

千葉県土地家屋調査士会



令和元年9月・10月、千葉県を襲う度重なる台風被害により開催も危ぶまれましたが、関係者皆様の協力により、令和元年10月28日(月)第34回日調連親睦ゴルフ千葉大会を東急セブンハンドレッドクラブにおいて無事に開催することができました。

前日の前夜祭、観光の部と併せてご報告させていただきます。

前夜祭

総務部長 瀧野孝祐

会場は、京成ホテルミラマーレ6階『ローズルーム』で開催をいたしました。翌日のゴルフ大会と県内観光に参加する会員、その家族、さらに千葉会会員合わせると、その数200名近くが集結した盛大な前夜祭となりました。

まずは、國吉正和日調連会長の挨拶から始まり、次に大会実行委員長である千葉会の秋山昌巳会長の挨拶、最後に参議院議員の豊田俊郎様からお言葉を頂戴いたしました。その後は、ゴルフ大会におけるルール説明を千葉会の椎名競技委員長から行っただき、そして久保大会運営委員長と土倉千葉会観光大使から、ゴルフ大会及び県内観光の日程説明を行いました。

ちなみに開始からここまでに費やした時間は、なんと驚愕の30分弱。なぜ驚愕か？って。それは当初考えていたタイムスケジュールより20分も早い時間で進行していたからです。設営側としては正直焦りましたね(汗…苦笑)。おっと話を戻しますね。そしてここでお待ちかねの乾杯の御発声を野城宏関東ブロック協議会長から頂きました。乾杯後はもう早



ひょっとこ踊り宮崎会

い早い。テーブルごとにすごい量のアルコールが消費されておりました(笑)。余興では、マジシャンによるマジックから始まり、群馬会が生んだ演歌調査士の星、「泉五郎」こと小保方廣幸会員による歌のパフォーマンス、そして宮崎会のひょっとこ踊りの披露と大いに盛り上がりを見せ、それぞれ有意義な時間を過ごしていただけたのではないかと感じました。

今回は土地家屋調査士制度制定70周年として、京都会設営による第35回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会が開催されることもあり、PRVTRをご披露いただき、無事前夜祭はお開きとなりました。

ゴルフ大会

社会事業部長 久保忠博

会場である東急セブンハンドレッドクラブは、一週間前にLPGAの富士通レディースが開催され、史上7人目の快挙でアマチュアの古江彩佳選手が優勝したコースであります。また、24日(木)～28日(月)には、日本初開催となるPGAツアートーナメント「ZOZO CHAMPIONSHIP」が千葉県の習志野カントリークラブにおいて開催され、タイガー・ウッズ選手が初代王者に輝き、全国から千葉に集まったゴルフ好き土地家屋調査士の盛り上がりは最高潮に達しておりました。



のぼり旗

その盛り上がりの中、担当会である千葉会のプレーをしない担当役員や事務局職員も朝6時に集合し、受付やニアピンホールやドラコンホールの準備に勤しみ、7時から全国185名の参加者の受入態勢を整えました。また、当日は次回開催予定地である京都会の事務局職員と会員の方にもお手伝いいただき、大変助かりました。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、今回の開催に当たり、千葉会で参加者の皆様に喜んでもらうために目指したのは、芸能人プロアマゴルフ大会のようなお祭り色を色濃く出すことでした。

それとともに、私たち千葉会の会長の顔を全国に売り出すことも密かなテーマとしました。災害対応で連日事務局で研修や市町村への調査員派遣の手配で多忙だった秋山会長からは、「申し訳ないが、日調連ゴルフに関しては一任するので、よろしくお願ひします。」と言われていたので、ゴルフ大会会場に設置するウェルカムボード、表彰式看板、のぼり、ニアピンやドラコンの記録ボードなどには、これでもかと言うほど会長の顔写真を貼り付けて作成しました。しかも、ウサギの耳やバニーガールのイラストで加工して…（笑）。一任されていたので、大会当日まで会長には一切情報を漏らさず、実行委員と事務局職員で着々と準備を進めていきました。当日それらをゴルフ会場で初めて見た会長は、「やられた～！」と思ったはずですが、「また、勝手にこんなことやって～！でも一任していたので許す。」と寛大な心で承認していただきました。

東急セブンハンドレッドクラブは東コース18ホール、西コース18ホールの36ホールあるゴルフ場ですが、前週のツアー競技は西コースで開催されました。参加者への初めの案内では、西コースと東コースの希望を聞きましたが、ゴルフ場の担当者で打合せの末、西と東をクロスしてラウンドしていただくことにしました。当日は天候にも恵まれ、8:00から東コースのアウトイン、西コースのアウトインに分かれ、それぞれ12組でスタートしていただきました。ニアピンコンテストのホールに準備したチャリティーボックスにはワンオンしなかったプレーヤーだけではなく、ワンオンした方々からもチャリティーを頂き、チャリティーボックスを持っていた事務局職員が全国の土地家屋調査士の温かさに感動しておりました。頂いたチャリティーは災害

支援金として活用させていただきます。

また、プレー終了後の表彰式では、関係団体や全国の土地家屋調査士会からたくさんの協賛を頂いたおかげで、多くの賞品を準備できたことを深く感謝いたします。

観光の部

副会長 田中浩史

観光地に乏しい千葉県。今回の観光コースについては、悩んだ末に「房総半島らしい素朴な観光を楽しんでいただこう」ということに決定。準備をして後は当日を待つだけだと思っていたところに台風15号が千葉県上陸。観光を予定していた鋸南町、館山市を直撃しました。見学予定の施設は軒並み被害に遭ってしまいました。千葉県南部で被災していない代替ルートを再設定することは不可能。そうであれば全国の皆さんに被災の状況も含めて見てもらおうとの苦渋の決断とさせていただきました。しかし、その後も続けて台風19号と台風21号が上陸したことにより予定していた館山市の赤山地下壕跡が水没。急ぎよここだけルート変更して、なんとか開催にこぎつけました。

当日はゴルフ組よりも少し遅い朝8時に出発して、最初の目的地鋸南町鋸山へ向かいます。鋸南町に近づくにつれて車窓から見える家々の屋根にはブルーシートが増えていき、やがて見えてきたのは高速道路の眼下に広がる関東最大の太陽光発電所。はるか遠くまで見渡す限りの太陽光パネルでしたが、ここも台風で大きく破壊されておりました。

実は、千葉会は県下ほとんどの市町村と災害協定を締結しております。今回の台風被害でも市町村からの協力依頼に応じて、既に延べ300名以上の会員が調査に参加しています。車窓から見える屋根のない家屋でさえ内閣府の基準だと「半壊」にさえならない、との千葉会会員の説明を受けて、参加者の皆さんもいろいろと考えさせられたようでした。

さて、最初の目的地、鋸山に到着です。昭和の素朴な雰囲気を残すのがこの「鋸山ロープウェイ」。高い山の無い千葉県ですから標高は300m程しかありませんが、東京湾を一望するその景色は、天気も良くてなかなかの眺望です。そこから下って登ってようやくたどり着いた断崖絶壁の「地獄のぞき」では、足がすくんで先端まで行けない参加者が続出。なんとか撮影した記念写真では、皆さん笑顔が引きつっていたようです。その後は江戸時代に房州石の石切り場跡地に



國吉会長から優勝カップ授与
千葉会 相澤利充会員



秋山会長



地獄のぞき

掘られた、高さが百尺あるとされる「百尺観音」を見学。「これは百尺もないよ」「いや百尺あるよ」と、観音様を前にして高さについての熱い議論を始めてしまうのは土地家屋調査士の性でしょうか。

鋸山を後にして、次は過疎化で廃校となった保田小学校跡を利用した道の駅に立ち寄りました。ここは小学校の教室に宿泊できると話題の道の駅でしたが、併設されていた体育館を利用した直売所は台風被害で立入禁止。それでも隣の校舎棟では地元の方々が元気に営業中です。参加者の皆さんにはお土産をたくさん購入していただきました。



百尺観音

さて、そろそろお腹が空いてくるころです。千葉は三方を海に囲まれておりますので、海の幸を召し上がっていただきましょう。着いたのは魚介類の焼き放題バイキング店「漁師料理たてやま」です。皆さん初めてのシステムに戸惑いながらも、勝手が分かってくるにつれて好みの海の幸を焼いては食べて、焼いては吞んで、お腹もいっぱいにご満足いただけただけでしょうか。

最後に

今回、キャッチフレーズを『PGA ツアー日本初開催！タイガー・ウッズとともに千葉に集まれ！』として、全国の皆様にご案内をさせていただきましたが、9月・10月の台風上陸により、千葉県は予想もなかったほどの被害に見舞われました。倒木やがけ崩れなどにより開催も危ぶまれましたが、こんな時だからこそ元気を出して開催しよう、今の千葉を全国の皆様に見ていただこう、という気持ちで秋山会長を先頭に、ゴルフ実行委員・役員・事務局職員が、まさにラグビー日本代表の合言葉「One Team」となることで開催できたのだと自負しております。

ご参加いただいた皆様には、大会中、チャリティーボックスに多くのお志をいただき、ありがとうございました。今回の大会が皆様にとって思い出深い2日間になれば幸いです。次回、京都でお会いできることを楽しみにしております。

ありがとうございました。

総合の部

順位	氏名	所属会	東アウト	西イン	グロス	ハンデ	ネット
優勝	相澤利充	千葉	39	38	77	7.2	69.8
準優勝	大山 智	茨城	49	45	94	22.8	71.2
3位	平尾 登	徳島	47	46	93	21.6	71.4

女性の部

順位	氏名	所属会	東アウト	西イン	グロス	ハンデ	ネット
優勝	田中朋子	高知	43	44	87	12.0	75.0

団体戦 グロススコア上位3名の合計

順位	氏名	所属会	グロス	グロス計
優勝	酒井芳人	千葉	74	226
	寺田好一		75	
	相澤利充		77	

ドライビングコンテスト

コース	氏名	所属会	距離
東アウト9番	尾崎慶次	埼玉	272.2Y
東イン18番	葛巻弘志	岩手	232.3Y

ニアピンコンテスト

コース	氏名	所属会	距離
西アウト8番	大塩人己	静岡	1.90M
西イン17番	本村正博	宮崎	2.36M



役員及び綱紀委員を対象とした 綱紀事案等の対応に関する研修会

東京土地家屋調査士会 理事(広報事業) 原田 盛比古



令和元年8月28日(水)御多忙の中、東京第二弁護士会所属木村庸五先生にお越しいただき、「役員及び綱紀委員を対象とした綱紀事案等の対応に関する研修会」と題して東京土地家屋調査士会館3階において講義していただきました。

木村先生ご自身が過去に弁護士会で4年間、綱紀事案に携わっておられたということでご自身の経験も踏まえた講義となりました。

私は理事一年目で綱紀委員会や渉外委員会に席を置いたことのない状況での研修会となりましたが、感じたことを紹介しながら書いていきたいと思えます。

まず、木村先生は綱紀委員を行う上で大切な事は「謙虚さ」と「厳かな気持ち」だとおっしゃっていました。人を裁くというある意味神聖な行為の一翼を担うには欠かすことのできないことだとおっしゃっていました。私たち土地家屋調査士の決まっている筆界を再現するという大前提とは少しずれてしましますが、私も境界立会いの際は様々な資料を集め測量、検討して優柔不断なので右へ左へと資料ごとに境界線を動かしながら熟考し、これだ！という自分の考えを持って立会いに臨みます。この書類があるから塀の内側、あの書類によると塀の中心、Aさんの話では塀の外側。現況、人証、書証の食違いの中で慎重かつ丁寧に真実に近づける努力を重ねていく私た

ち土地家屋調査士の業務と綱紀委員の役割は相通ずるものがあるように感じました。

続いて、木村先生から綱紀委員の調査への取組に関するお話がありました。

まずは、付託された事案に関係すると思われる条文の探索、そしてその条文の列挙、熟読それに加えて過去の事例集をよく読み込むこと。これを行うには過去の事例を熟知していればある一定程度のものはすぐに探し出しカバーできるかもしれませんが、事案は千差万別全く同じものはありません。時代とともに新しい法律が生まれ、新しい事案も発生します。そう言ったものに常に目を光らせ、アンテナを張り巡らせねばならないかと思うと委員の難しさ、大変さを感じました。

適用し得る条文を列挙熟読した後には一番重要な事実認定の作業に入ります。事実記載を熟読玩味し事案の全容を想像して、矛盾がないか、疑問点はないか、正しい判断を行うためには何を調べればいいのか、誰に何を質問すればいいのかなど事実関係を吟味し、質問事項を挙げていきます。私が行うのであれば自分の経験や以前にあった事案に置き換えて自分勝手に誤った方向にミスリードしてしまうのではと思いました。ミスリードしないためには相当数の事案や実務経験が必要であると感じました。

この時点で一度、適用条文の精査を行います。適用条文の要件を読み取り列挙し、細部にまで検討を重ね、事実と条文との紐付けを行い、次の過程に進みます。

それが、緊張しいの私には一番不得手と思われる事情聴取です。木村先生がおっしゃる事情聴取は「証拠をして語らせる」。被調査者の意見を聞くのではなく、YesかNoで答えさせる。弁解、言い訳、意見に話が及んだときには制止して心象操作をさせない。調べるのは「事実」であり、被調査者の「意見」ではないとおっしゃっていました。私が被調査者だったら自分かわいさに弁解が始まり即制止されるのでは？と考えたら思わず心の中で笑ってしまいました。

そして、調査が終われば事実を整理して起案を行っていきます。先生がおっしゃるにはここが一番頭を悩ませ、苦勞するところだそうです。誤った事実を認定し被調査者が誤った処分を受けることになれば大変なことです。何度も何度も起案をし直し、完成したかと思うと気になるところが出てくるという繰り返しだそうです。被調査者の人生に係ってくることでもありますので、非常に重責です。

懲戒対象には公文書・私文書偽造といった刑事

罰の絡む重いものもあります。取引先とのプレッシャーなどからしてはいけないと分かっているけど、という人が大半だとは思いますが、土地家屋調査士の信用を損なうあり得ないことです。罪を犯した人だけではない同業の人全てに迷惑を掛ける行為です。自分はばれない。大丈夫という根拠のない自信を持つ方がいるそうです。また、よく話題に上がるのが職務上請求書の問題、特別に与えていただいているものだからなおさら大切にしなければならない。大切に信用を得て、調査できる範囲を少しでも広げていかないと仕事を効率的にこなしていけません。自分だけの目先の利益ではなく、全体の利益を考えるべきだと思います。

最後に木村先生が話されていた内容で一番深く重く感じた言葉を紹介して結びの言葉としたいと思います。

「申立者も被調査者もうそをつく」

それを念頭に置いて謙虚に事実を見極め、判断していく綱紀委員の皆様の重責はいかほどなのか、頭が下がります。

ご迷惑をお掛けしないように気を付けて業務に邁進しようと再考しました。



岐阜会 『こないだの地上絵やて(この前の地上絵です)』

岐阜県土地家屋調査士会 大垣支部 安田 忠敬

我が岐阜会は県下に5支部を配し、本会と支部が密に協力の下、会の運営を執り行っております。

岐阜といえば全国的に有名なのが、世界遺産の白川郷や飛騨高山、天下分け目の関ヶ原。そして最近ではNHKの連続テレビ小説「半分、青い。」の舞台になりました。そんな山のイメージが強い岐阜県の最南端で木曾、揖斐、長良の三大河川に囲まれた海拔0mの海津市で、去る令和元年11月7日、海津市立吉里小学校において地上絵プロジェクトを行いました。

今ではすっかりお馴染みとなった地上絵プロジェクト。県下5支部の一つ、大垣支部も過去に何回か行っておりますが、私個人としては数年ぶりの参加であり、過去の記憶もほとんどなかったのが担当をしたことがある役員さんに話を聞きまくるところから始まりました。

まず、市役所に地上絵を開催させてもらえるようお願いに伺ったところ、「市内の小中学校の校長会で説明をして興味を示してくれる学校を募ります。」との回答でした。そのため資料を提供し、募集期間が終わるまで待つことになりました。この間、どの学校も手を挙げてくれなかったらどうしようと、なんとも言えない不安感でいっぱいでした。市役所に行った折には用もないのに担当部署の前を通ったりして、小さなアピールをしたりも…(笑)。

申込期限の翌日は、いつ市役所から連絡があってもいいようにと測定の予定も入れることなく事務所でじっと待機していました。が、お昼まで待っても

連絡はなく、「どこも興味を示してくれなかったのかな～」と落ち込んでいたところ、夕方になって電話があり、「複数の学校から申込みがありました!」と。今までの実績が認められたように思われました。

打合せなど準備を進めていくうち、今期に複数の学校での開催が厳しいことが分かり、残念ながら他の学校は来年度以降にさせていただくようお願いに行きました。その際、校長先生からは「今から予約をお願いします。是非とも次回はこちらの学校で!」と嬉しいお言葉をいただきました。

そんなこんなで、数回にわたり吉里小学校の先生と打合せを行い、いよいよ開催日がやってきました。

当日は秋晴れの快晴。会員16人がお揃いの土地家屋調査士ジャンパーを着て、土地家屋調査士であることをアピール。

6年生の児童16人がチームを二つ作り、グラウンドに二つの大きな星を描きました。最初に土地家屋調査士が見本を示した後、児童たちが実際にトータ





ルステーションを覗いたり、巻尺で距離を測ったりしながら「もっと右、少しだけ後ろ。」などと大きな声を出して楽しそうに体験してくれました。少しずつ星の形が出来ていくと、私たちも子供達と同じくらい嬉しい気持ちになりました。完成後は児童全員と先生も参加しての記念撮影です。自分達が描いた星の点の上に立ったり、星の中に入ってポーズを決めたりと楽しんでいました。

例年、大垣支部では児童たちが星を描いている間に数名の土地家屋調査士がトータルステーションを用いて学校の名前の文字を描くのですが、今回は、学校側から「文字ではなく、校章を描いてほしい」と依頼されてしまいました。最初の打合せでそれを聞いたときは、まだ時間もあるし、きっと忘れてくれるだろうと、たかをくくっていました。しかし次の打合せでも、その次の打合せでも同じことを言われ、気の小さい私はなかなかNO!と言えず…。結局、担当の会員さんには無理をお願いすることになりました。すみませんでした。校章となると測点が多く、またグラウンドを使える時間も限られていたため、1点の位置出しの時間は1分弱。しかし、さすが土地家屋調査士！見事時間内にキレイな校章を作ってくれました！

そして最後は質問タイム。「測定の機械って幾らぐらいしますか？」とか、ちょっと笑ってしまうよ



うな質問もでたり…。でも「土地家屋調査士になるにはどうしたらいいですか？」と興味を示す質問をもらったときには、やって良かったと痛感しました。子どもたちからの質問が大変多く、当初予定していた時間を延長して対応させていただく程でした。このときに広報グッズであるクリアファイル、付箋、ペン、ティッシュ等を児童さんにお渡ししました。

番外ではありますが、プロジェクトの二日後は授業参観日でした。先生方のお気遣いで、今回作成した星と校章は完全保存され、親御さんにも見てもらうことができました。

また、当日は地元の新聞社2社と海津市役所の秘書広報課の方が取材に来られました。活動の様子は後日の新聞に掲載され、土地家屋調査士の制度広報にもなったのではないかと思います。

今回、授業時間をいざらかして(変更)までしてご協力いただいた吉里小学校の先生方、また、当日だけでなく、事前の打ち合わせやまわし(準備)など、せわしい(忙しい)中で尽力をいただいた会員のあんなあ(皆さま)、大変おおきに(ありがとうございました)。えらかった(疲れた)でしょうが、児童たちの楽しそうな笑顔が報酬ということで許してくれんさい(お許しください)。将来、一人でも多くの子供達が、土地家屋調査士に興味を持ってくれることに期待やわ(します)。

大分会 『土地家屋調査士と社会貢献』

大分県土地家屋調査士会 別府支部 重石 光將

私は常々、土地家屋調査士は仕事をするのが社会貢献及び宣伝につながっていると考えています。土地の境界を立会いにより明確にし、境界標を設置して境界を明示し、登記することにより一般に公示する。そうすることで将来起きるかもしれない境界の紛争の防止、災害により不明となるかもしれない

境界の復元及び特定の鍵になる。また、立ち会うことにより隣接関係者に土地家屋調査士の名を広め、境界標を設置することにより境界というものを通行人も含め広く多くの人に認識してもらう。全国で約1万7千人の土地家屋調査士と約3百の法人が業務を行うわけですから、毎日すごい数の立会いが行われ、

すごい数の境界標が設置されていると思います。その繰り返しが直接的ではなくても間接的に社会貢献及び土地家屋調査士のPRになっていると思っています。ただそれでもやはり知名度、認知度が共に低いのが現実で、土地家屋調査士は一般的に身近で気軽な存在にはなれていない。私たちを必要としている人たちに気軽に私達を活用してもらうためにはどうすればいいのか。分筆したいと思っている人は、業者に相談したり、ネットで検索したりして土地家屋調査士に辿り着くと思います。でも「なんとなく隣の植樹が私の敷地に入り込んできている気がする。」とか「隣の家の雨水が私の敷地に落ちてきている。」など、些細な悩みをお金が掛かるかもしれない何処かに相談には簡単には行けません。そこで利用してほしいのがADRだと私は考えています。大分会では他会と同様に「境界紛争解決センター」を設置していますが、その前段階機関として、「境界問題相談センター」を設けてADRの運営を行っています。

「境界問題相談センター」とは、境界についてのトラブルや疑問をじっくり聞き、最適な解決方法を提案する機関で、「境界紛争解決センター」よりも抵抗感を低くして、気軽に幅広く相談を受けることを目的としています。相談者はセンターとなる土地家屋調査士会事務局に電話をかけ、事務局が最寄りの支部の相談員に連絡し、相談員が折り返し相談者に電話して内容を聞いた上で、必要に応じて現地に赴き面談等を行います。「全国一斉不動産表示登記無料相談会」や「全国一斉！法務局休日相談所」は複数の土地家屋調査士がいて、登記官も参加されていたりと当然に意義も成果もある活動だと考えています。

ただ「境界問題相談センター」は、決まった日時に決まった場所で限定的に行われる相談会とは違い、平日は常に営業していて、電話一本で土地家屋調査士が解決方法を無料で出前してくれるわけですから、こんな便利なお悩み相談所は他にはないと思っています。

また、当会では「境界問題相談センター」についてのリーフレットを作成し、法テラスや法務局に備えさせていただいています。リーフレットには相談の流れを記載していますが、しっかり土地家屋調査士についても説明、PRしています。境界問題と土地家屋調査士が直接結び付かなくても、「境界問題相談センター」であれば読んだままなので、境界問題について幅広い窓口となっていると信じています。

ただ、開設当初は相談件数180件と大盛況で、センターから掛かる電話が恐怖でしたが、近年は大体年間約50件程度で推移しており、センターからの電話がむしろ懐かしい感じです。それでも、年間約50件は十分に機能していると言ってよいと思えますが、今年度は11月末時点で26件であり、これまでの状況をずっと維持できるとは限らず、むしろ少しずつ減少していくと考える方が現実的な感じがします。相談件数を維持又は増やすための新しい努力が今後必要なのだろうと思います。ADRは社会事業部が担当する機関ですが、広報の面で広報部が協力できることはないか、「境界問題相談センター」がもっともっと身近で気軽な存在となるためにどうすればいいのか、今回の寄稿を機会に社会事業部と共同でできることを考えてみようと思います。

未来につなぐ相続登記シンポジウム2019 in 津

～次世代を担う子どもたちのために～

日時：令和元年9月21日(土) 13:30～16:30

会場：三重県人権センター多目的ホール(三重県津市)

主催：津地方法務局、三重県司法書士会

後援：三重県、津市、三重公証人会、三重県土地家屋調査士会

津地方法務局と三重県司法書士会は3年前から共同して相続登記促進プロジェクト『未来につなぐ相続登記』を進めている。昨年のシンポジウムのアンケート結果では、「早く相続登記をしようと思った」が93パーセントに及んだ。相続登記の促進を図るため、昨年に引き続いて早稲田大学大学院法務研究科山野目章夫教授を迎えてシンポジウムが開催された。

開催広報は、津市内で各戸回覧板を回しての案内、及び津市、三重県などの公共機関にチラシの備え置きを実施した。当日の参加者は163人、50代以上のシニア、シルバー世代が8割以上を占めていた。

主催者挨拶

津地方法務局 局長 大手 昭宏氏

三重県司法書士会 会長 水谷 公孝氏

相続登記の必要性、重要性を広く市民の皆様にお伝えし、相続登記のメリット、デメリットを知っていただくシンポジウムであること。講演者の山野目教授は、法制審議会民法・不動産登記法部会の部会長であり、最新の情報を交えてのお話が伺えること。是非、相続登記を行うきっかけとしていただきたい等の挨拶があった。

基調講演

【相続登記せえへんの？相続登記しねなが？相続登記しないの？】

早稲田大学大学院法務研究科

教授／法制審議会民法・不動産登記法部会部会長

山野目 章夫氏

講演は会場の参加者に向かって問題文を読み上げるように始まった。「久枝は、賢太と静香という二人

の子を育てた。久枝に夫はいない。(中略)やがて久枝が病没する。」間髪を入れずに「さて、これから考えられる出来事は？」と問い掛けられる。参加者は早くも回答席に座らされている。出来事として例が四つ示された。太郎・

花子なら、良くも悪くも安心して聞ける架空の出来事が、現実味のある話に焦りを感じる。少し難しめの話にも付いていかなくてはと眉間に皺が寄る。出来事その4は「賢太と静香は何もしない」であった。どうすることが良いとの答えは出さずに話は進んでいく。久枝名義の土地が所在する地域に災害が起き、久枝名義の土地は、防災・復興のために用いられなくなかった。市町村役場の人は、久枝を探そうとし、やがて死亡したことを知る。その後、いろいろ調べなければならないことになる。すぐさま防災、復興のために対応できない土地となっていた。参考として、伊勢湾台風のとき、東日本大震災のときの出来事が紹介された。放っておいたから困った事態になった。出来事その4は善くない！それだけは会場の誰もがはっきり分かった。

山野目教授の講演は、会場の方に自ら考えてもらいながら、引き込んでいかれるスタイルであった。【おしながき】に挙げられた項目について、法律の条文、用語などは、分かりやすい言葉を使い、専門用語はしっかり噛み砕いて説明してくださることで、一般市民、特に年齢層の高い参加者にも、十分に理解されやすいものであった。法務省が相続登記手続の見直しに取り組んでることを紹介しつつ、「つま



りは、相続登記はした方がいいですよ。」と穏やかな口調で結ばれた。

「そもそも相続登記って何？」 おしながき

1. 刑事罰による制裁
2. 科料による制裁
3. 登録免許税の減免
4. 民事責任
5. 手続保障の剥奪
6. 訓示規定
7. 現状維持

パネルディスカッション 【相続登記しやんの？】

〈コメンテーター〉

早稲田大学大学院法務研究科教授 山野目 章夫氏

〈コーディネーター〉

津地方法務局次長 岡本 高至氏

〈パネリスト〉

三重県司法書士会会長 水谷 公孝氏

三重県土地家屋調査士会副会長 林 誠治氏

津市政策財務部資産税課 大垣内 俊行氏

津市都市計画部都市政策課 石田 淳美氏

津地方法務局不動産登記部門首席登記官 大築 誠氏

津地方法務局不動産登記部門統括登記官 木下 浩氏



会場の参加者に対し、相続登記を経験された方、何らかの理由により手続をされなかった方等の話を伺い、加えて手元に資料として配られた今年のアンケート結果の意見質問に答える形で進められた。

まず、以下についてパネリストから、分かりやすく説明があった。

- ・そもそも不動産登記はどんなものか。
- ・相続登記をしていないと、どんな時に困るのか。

- ・所有者不明土地はどうして起こるのか。
- ・所有者不明土地問題、空き家問題は、何が問題なのか。

つぎに、相続が発生したら、まず何からすればいいのか。

- ・法定相続人の確認
- ・遺産分割協議書の話
- ・預金の払い出し方法
- ・年金の裁定手続
- ・相続税の申告はいつまでにするのか。
- ・無料で便利な法定相続情報証明制度の話

さらに、相続登記はいつまでにするのか。

- ・費用、手続
- ・相続登記をすることのメリット、デメリット
- ・法定相続人の相続放棄、遺産分割協議書、遺言について
- ・相続登記を円滑に進めるコツ
- ・相続法の改正のポイント

相続登記手続は、今すぐしなくても特に困ることではないが、今すぐ困らなくても相続登記をすることは、自分の権利を大切にするとともに、次の世代のためになると結ばれた。

そして、津地方法務局の10月の全国一斉休日相談所、同日開催の相続に関する市民講座の案内、及び司法書士会、土地家屋調査士会の無料相談会等、各種相談を無料で受けられる窓口の情報提供があった。

シンポジウムを総括しての山野目教授のコメントは、週明けに開催される法制審議会民法・不動産登記法部会の会議の動向という正に最新の情報と、ご自身が還暦となったことで人間ドッグを受けた話であった。

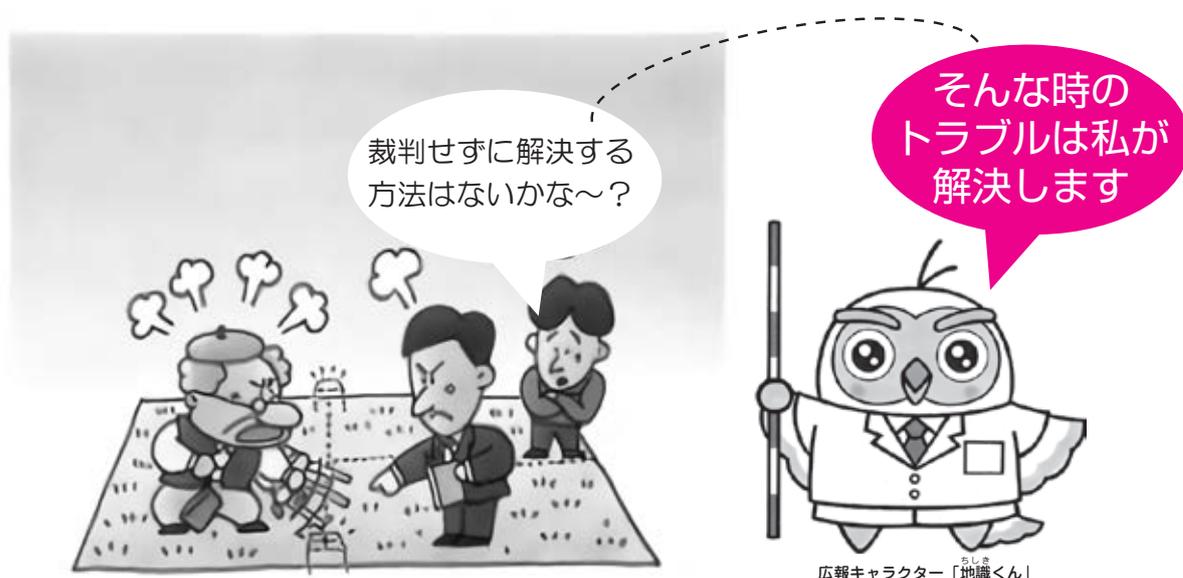
「人間ドッグは費用は掛かると言われたが、身体の中のことは分からない。外から見てるだけでは分からない病気が見つかることもある。今すぐに人間ドッグを受けなくても済むし、受けないからといって特に困ることもない。だけど、症状が出てから病院に行くのでは手遅れになるかもしれない。私は人間ドッグを受けました。相続登記も今すぐしなくても困らないが、放っておくと、手遅れになるかもしれない。相続登記と人間ドッグは似ているところがあると思いました。」シニア・シルバー世代の参加者には、強く心に響く例え話で、シンポジウムは締めくくられました。

広報員 上杉 和子(三重会)

ADR

民間紛争解決手続代理関係業務

法務大臣認定 土地家屋調査士になろう！



時代に即応した専門知識・素養・倫理観を習得し、複雑化・高度化する社会のニーズに対応しよう！

弁護士と共同受任して境界の紛争を解決するADR認定土地家屋調査士を目指そう！

研修



審査



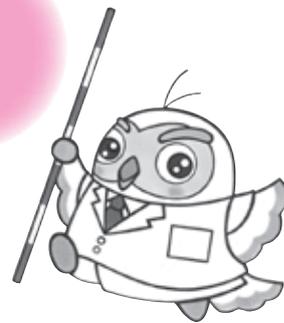
認定

45時間の集中研修でADR代理人として必要な知識を習得します。

研修で培った能力を検定します。

基準を満たした場合ADR代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定されます。

特別研修とは



目的

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けて、同条第1項第7号及び第8号に規定する業務（民間紛争解決手続代理関係業務）を行うために必要な能力を取得することを目的としています。

受講対象者

土地家屋調査士会員（会員）及び土地家屋調査士法第4条に定める土地家屋調査士となる資格を有する者（有資格者）です。

受講料

新規受講の受講料は、会員は8万円、有資格者は10万円です。

※過去の新規受講において法務大臣の認定を受けることができなかった場合、再審査制度や再受講制度（受講料2～4万円）を適用し、安価に受検・受講が可能です（一定の条件があります。）。

カリキュラム

土地家屋調査士法施行規則第9条第1号から第3号までに定める基準（民間紛争解決手続における「①主張立証活動」「②代理人としての倫理」「③同代理関係業務を行うのに必要な事項」）に基づき、基礎研修から総合講義まで合計45時間の研修を行い、最後に考查（テスト）があります。

1 基礎研修（17時間）：基礎的な視聴研修（DVD視聴）

第15回土地家屋調査士特別研修の講義は下記のとおり。

憲法	（2時間）	ADR代理と専門家責任	（2時間）
民法	（3時間）	所有権紛争と民事訴訟	（4時間）
民事訴訟法	（4時間）	筆界確定訴訟の実務	（2時間）

2 グループ研修（15時間以上）：少数人数のグループで討論した上で課題を作成

3 集合研修（10時間）：グループ研修で作成した課題に対する弁護士の解説等の講義

4 総合講義（3時間）：弁護士による倫理を主体とした講義

5 考查：代理人として必要な法律知識の習得を確認（テスト）

第15回特別研修の日程

- 1 基礎研修：令和2年7月10日(金)から12日(日)
- 2 グループ研修：令和2年7月13日(月)から8月20日(木)
- 3 集合研修：令和2年8月21日(金)、22日(土)
- 4 総合講義：令和2年8月23日(日)
- 5 考查：令和2年9月12日(土)



特別研修の受講体験者の声



特別研修を受講して

大分会 高橋里美会員（第12回特別研修受講・平成28年度）

補助者経験のないまま登録したので、試験勉強以外の知識が少ないため、特別研修について初めて聞いた時は、何か少しでも身に付くものであれば受けてみようという思いで受講しました。

しかし、資料を見るとその内容は、短い研修だけで習得できるものなのかと、憲法や初めて見る民事訴訟法等とどのように取り組めばいいのかわかりづらくなったのを覚えています。

何とも頼りないスタートでしたが、この度、無事に認定を受けることができた一番の要因は、グループ研修にあったと思います。最初は課題の申立書や答弁書の作成の仕方など、なかなか理解できず、グループとして答えを導くことにもとても戸惑いました。それでも、時間を掛けて意見を出し合い、時には答えがまとまらないこともありましたが、グループ長を中心に皆で本当によく話し合ったと思います。

2月（※）の毎週末の朝から夕まで、規定以上に時間を掛けたのを覚えています。そのおかげで、課題の解答を導く弁護士講師による集合研修は、比較的スムーズに理解することができました。決して一人では成し得なかったと思うと、グループのメンバーには本当に感謝しなければなりません。

ちなみに先に述べた民事訴訟法は、基礎研修のDVDによる講義で何とかわかりましたが、憲法については、学生時代に習ったことを思い出しながら独り机に向かうしかありませんでした。当初、特別研修の内容は日頃の業務とは別物と思っていましたが、実際に受講すると、どれも日々の業務の延長線上にあり、また、条文の解釈の仕方や、倫理の考え方など、業務を行う上でのヒントを多々得られた気がします。これからも土地家屋調査士として勉強し続けることの必要性を感じさせてくれた有意義な研修であったと思います。

※ 第12回は、冬季の開催

特別研修を振り返り

奈良会 武永章会員（第14回特別研修受講・令和元年度）

特別研修を受講した動機ですが、私の身近な先輩方のほとんどの方が認定を受けられていたので、いずれ受講しなければと思いながらもなかなか踏み切りがつかないでいたところ、今回知人が受講すると聞き、申込期限間近になって思い切って申し込みました。

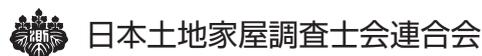
研修はDVD視聴がメインの基礎研修から始まり、グループ研修、集合研修、総合講義、考査というスケジュールが約2か月の間に実施されました。中でも印象深かったのは、やはりグループ研修と集合研修です。事前に個人ワークで事例問題の申立書と答弁書を作成し、他の方もおおむね同じような内容だろうなどと思いながら研修に臨みましたが、いざ始めると、様々な内容の申立書・答弁書があり、一つの事実に対して多種多様な視点があるということに大変驚かされました。集合研修では事例問題の限られた情報の中で、思いもよらなかったストーリーを想定される方もおり、大変興味深く勉強させていただきました。

集合研修・総合講義が終わると考査に向けて本格的に試験勉強を開始しました。平成22年に土地家屋調査士試験に合格して以降は、勉強をするような習慣はなく、初めて過去問を開いてみた時には、全く問題を理解できず、これは思っていたより大変な試験だなと不安になりましたが、親切な先輩が勉強会を開いてくださったり、参考書を貸してくださったり、多くの方にサポートいただきながら、何とか考査を乗り切ることができました。

研修を振り返ると、仕事の都合を付けながら、研修日と勉強時間を確保するのは大変なことでしたが、その分、研修を通じて得ることができた知識や考え方は、今後の日常業務、特に立会いなどの場面で大いに役立てることができるものであると思います。

また、研修を通じて他会の方とも交流を深めることができました。膝を突き合わせて勉強した後に飲み会をしたり、楽しい思い出も多くあり、いろいろな意味で大変有意義な研修でした。受講前は不安もありましたが、思い切って受講して本当に良かったと思います。

土地家屋調査士新人研修のお知らせ



令和2年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり予定しております。

記

- 開催日時 令和2年6月23日(火) 午後0時40分開始
令和2年6月25日(木) 午後4時終了
- 開催場所 「つくば国際会議場」
茨城県つくば市竹園2-20-3
- 受講対象者 開催日において登録後1年に満たない会員及び新人研修未修了の会員
なお、上記以外にも受講を認める場合があります。
- 申込先 所属する土地家屋調査士会(土地家屋調査士会に入会していない方は、居住地の地域にある土地家屋調査士会)にお問合せください。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和元年11月1日付
大阪 3371 萩原 裕大
愛知 3016 島村 和忠
愛知 3017 山本 大志
三重 905 吉村 卓
福岡 2347 内山 俊樹
熊本 1219 溝上 健二
熊本 1220 堀川 貴臣
宮崎 814 佐藤 紀文
宮城 1048 松本 泰典

令和元年11月20日付
新潟 2231 飯吉 健司

登録取消し者

令和元年9月3日付
宮城 811 横山 正義

令和元年9月28日付
静岡 1111 岡野 透

令和元年10月3日付
福岡 1665 真鍋 剛謙

令和元年10月11日付
徳島 150 中野 潔

令和元年10月18日付
沖縄 297 菅野 貫司

令和元年11月1日付
東京 7815 山中 徳文
茨城 943 和田 恒喜
島根 468 中田 浩輔
沖縄 322 大城 清義
岩手 901 近江 茂夫

令和元年11月11日付
茨城 200 島田 操

群馬 674 田村 宗嗣
群馬 871 山田 均
福岡 1572 菅野 守
大分 725 石川 宏

令和元年11月20日付
神奈川 2437 渡辺 政一
京都 439 中島 義博
兵庫 1753 浦野 正博

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日

会長レポート

REPORT

11月16日
～12月15日

11月

19日

第10回法制審議会民法・不動産登記法部会

法務省赤レンガ棟において、第10回審議会が開催されました。中間試案の公表に向け、不動産登記制度土地所有権の放棄、財産管理制度等について審議いたしました。

26日

ミャンマー土地登録法制共同研究懇談会

ミャンマーの建設省都市住宅開発局のテイ・アウン部長ほか7名の研究員の皆様と共に、公益財団法人国際民商事法センター主催の懇談会に出席しました。連合会の制度対策本部員が講師となり、我が国の表示に関する登記制度を紹介し、ミャンマー国の発展に少しでも参考にしていただければと思っています。

27日

赤羽一嘉国土交通大臣への表敬訪問

赤羽一嘉国土交通大臣を訪問し、就任のお祝いと土地家屋調査士の活用についてお願いをいたしました。災害対応にお忙しい中、様々な意見交換をすることができました。

27日、28日

第5回常任理事会

第4回理事会の提出議題について話し合いました。連合会の会則、各土地家屋調査士会のモデル会則、調査・測量実施要領、70周年記念事業等の非常に多くの事案につき、副会長・常任理事の皆様と活発な議論ができました。

28日

法務省民事局民事第二課との打合せ(第11回法制審議会民法・不動産登記法部会について)

次回の法制審議会でも中間試案を取りまとめるため、民法及び不動産登記法等の見直しについて議論の要点につき確認いたしました。

立憲民主党 土地家屋調査士制度推進議員連盟総会
立憲民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟総会
に出席し来年度の予算・政策要望をさせていただきました。また、長年ご協力いただいた小川敏夫参議院副議長が会長を退任され、逢坂誠二衆議院議員が議連会長に就任されました。

29日

法務省との打合せ

法務省民事第二課の担当官が連合会にお見えになり、現在抱えている様々な事案につき意見交換と情報交換をいたしました。前向きな話し合いができて有意義な打合せとなりました。

30日

日本登記法学会 第4回研究大会及び懇親会

第4回研究大会に出席いたしました。今般の法改正につき、報告がありました。土地家屋調査士に関しては、伊藤副会長から変則型登記への対応について報告がありました。次回以降の大会に向けては、連合会としての関与について、皆で検討していかなければならないと感じました。

12月

2日

三者連絡会(日調連・日公連・日司連)

当時、総務部長の時から9年ぶりに三者連絡会に出席いたしました。公証人・司法書士の皆様とは情報交換を密に、一般市民の方々に協力して対応できればと思います。

3日

第11回法制審議会民法・不動産登記法部会

中間試案の取りまとめにつき審議いたしました。民法関係では、共有制度・財産管理制度・相隣関係・遺産の管理と遺産分割・土地所有権の放棄について、不動産登記法関係では、相続の発生を不動産登記に反映させるための仕組み・登記名義人

の氏名又は名称及び住所の情報の更新を図るための仕組み・相続以外の登記原因による所有権の移転の登記申請の義務付け・登記義務者の所在がわからない場合等における登記手続の簡略化・その他登記名義人の特定、外国に住所を有する登記名義人、付属書類の閲覧等について検討いたしました。年明けには中間試案の公表とパブリックコメントに付される予定です。

6日

森まさこ法務大臣への表敬訪問

森まさこ法務大臣を訪問させていただきました。就任のお祝いと土地家屋調査士の積極的な活用をお願いしました。大臣の地元が福島ということで災害への対応と、10周年を迎えた福島会のADRセンターについてのお話をさせていただきました。

10日

建物認定書籍の改訂に関する法務省、民事法務協会、新井克美氏との打合せ

民事法務協会編の表示登記教材「建物認定」の改訂について打合せいたしました。平成20年の前回改訂では、私も業務部長として作成に関わらせていただきました。是非今回も連合会として、協力させていただきたいと思っています。

登録審査会

登録審査会を開催し、二年間業務を行っていない者に対する登録取消しの審査を行いました。土地家屋調査士の仲間であった人達ですが、少し残念な気もいたしました。

11日

第7回正副会長会議

第4回理事会の審議事項・協議事項の内容につき確認いたしました。

11日、12日

第4回理事会

今年最後となります第4回理事会を開催し、多くの議題を処理しました。副会長、常任理事、理事、監事、事務局職員の皆さんご苦勞様でした。理事会では、全ての理事さんが議論に参加し、また発言をしていただき、ありがとうございます。これからも、会員、依頼者のため、制度発展のため協力をよろしく願いいたします。

12日

第5回監査会

現執行部の半年の業務執行につき、講評をいただきました。これからも会員と依頼者のため努力していきたいと思っています。

13日

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会に出席し来年度の予算・政策要望をさせていただきました。新たに21名の議員さんの議連への入会が承認されました。これからも土地家屋調査士制度の発展のためご協力いただきますようお願いいたします。



11月

19日

第3回研究所会議

<協議事項>

- 1 令和元年度の研究所事業経過及び今後のスケジュールについて
- 2 研究所と他団体との交流について
- 3 令和2年度研究所事業計画(案)、予算(案)について

20日、21日

第4回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡について
- 2 登記測量に関する事項について
- 3 令和2年度の業務部事業計画の方針及び予算の作成について

第2回地図対策室会議

<協議事項>

- 1 登記所備付地図の作成及び整備について

21日

第1回登記基準点評価委員会・日調連技術センター合同会議

<協議事項>

- 1 委員の構成について
- 2 調査・測量実施要領における関連項目の対応について
- 3 令和元年度事業計画の展開と事業進行について
- 4 民間電子基準点について

27日、28日

第5回常任理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則の一部改正(案)について
- 4 令和2年度土地家屋調査士新人研修の受講者募集について
- 5 第15回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士のための成年後見制度の

基礎知識」(案)について

- 2 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に基づく基本計画(案)の策定について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 4 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 ブロック協議会への各種交付金に関する今後の方針について
- 6 会員数に応じた事業助成に関する今後の方針について
- 7 調査・測量実施要領(第7版)の運用停止について
- 8 調査・測量実施要領(第7版)の印刷及び発送代について
- 9 調測要領委員会の委員の選任について
- 10 土地家屋調査士職務規程(案)について
- 11 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 12 年次研修について
- 13 講師団名簿の作成について
- 14 令和3年度土地家屋調査士新人研修について
- 15 『土地家屋調査士白書2020』の作成について
- 16 「第35回写真コンクール」に関する作品募集ポスターの作成について
- 17 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 18 土地家屋調査士による司法へのアプローチに関する座談会を開催することについて
- 19 令和2年度各部等事業計画(案)について
- 20 令和元年度第2回全国会長会議及び令和2年新年賀詞交歓会の運営等について
- 21 連合会における令和2年度の主要な会議に関する日程(案)について

12月

11日

第7回正副会長会議

<協議事項>

- 1 令和元年度第4回理事会審議事項及び協議事項の対応について

11日、12日

第4回理事会

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 2 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則及び日本土地家屋調査士会連合会臨時職員

- 就業規則の一部改正(案)について
- 4 調査・測量実施要領(第7版)の運用停止について
 - 5 調査・測量実施要領(第7版)の印刷及び発送代について
 - 6 令和2年度土地家屋調査士新人研修の受講者募集について
 - 7 第15回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について

<協議事項>

- 1 「土地家屋調査士と制度のグランドデザイン」に基づく基本計画(案)の策定について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則の一部改正(案)について
- 3 ブロック協議会への各種交付金に関する今後の方針について
- 4 会員数に応じた事業助成に関する今後の方針について
- 5 土地家屋調査士職務規程(案)について
- 6 令和2年度土地家屋調査士新人研修について
- 7 年次研修について
- 8 講師団名簿の作成について
- 9 『土地家屋調査士白書2020』の作成について

- 10 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について
- 11 土地家屋調査士による司法へのアプローチに関する座談会を開催することについて
- 12 法務省不動産登記法第14条地図作成作業規程解説書の改訂について
- 13 令和2年度各部等事業計画(案)について
- 14 令和元年度第2回全国会長会議及び令和2年新年賀詞交歓会の運営等について
- 15 連合会における令和2年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 16 令和元年台風第19号に係る現地災害対策本部(神奈川県)の設置及び運営費の交付について

第4回理事会における業務執行状況の監査

12日

第3回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 会報の編集及び発行に関する事項について

第5回監査会



広報キャラクター「地識くん」

大規模災害基金状況

令和元年 11 月 15 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

各会からの寄附金計	¥	291,343,831
一般会計繰入金計	¥	56,300,000
他の寄附金等収入計	¥	9,662,798
災害見舞金計	¥	-194,355,000
他の支出	¥	-4,940,672
収支	¥	158,010,957

各会からの大規模災害寄附金合計 (平成9年度から令和元年度まで)

令和元年 11 月 15 日現在

調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額	調査士会名	寄附金額
東京	¥ 25,490,000	愛知	¥ 11,317,295	宮崎	¥ 3,967,000
神奈川	¥ 14,761,000	三重	¥ 5,507,081	沖縄	¥ 4,107,000
埼玉	¥ 18,582,820	岐阜	¥ 2,839,323	宮城	¥ 4,607,749
千葉	¥ 10,748,029	福井	¥ 1,979,429	福島	¥ 5,599,051
茨城	¥ 7,101,500	石川	¥ 3,372,000	山形	¥ 1,709,457
栃木	¥ 2,792,386	富山	¥ 2,454,000	岩手	¥ 5,416,358
群馬	¥ 5,150,000	広島	¥ 2,077,983	秋田	¥ 1,440,578
静岡	¥ 9,909,699	山口	¥ 2,449,000	青森	¥ 2,592,300
山梨	¥ 1,852,370	岡山	¥ 2,399,256	札幌	¥ 6,745,866
長野	¥ 6,421,500	鳥取	¥ 1,747,339	函館	¥ 1,378,000
新潟	¥ 7,866,900	島根	¥ 1,688,394	旭川	¥ 1,392,000
大阪	¥ 21,112,000	福岡	¥ 8,737,500	釧路	¥ 2,029,000
京都	¥ 5,676,107	佐賀	¥ 2,476,595	香川	¥ 3,600,000
兵庫	¥ 22,525,812	長崎	¥ 4,610,004	徳島	¥ 2,572,134
奈良	¥ 3,361,564	大分	¥ 4,039,000	高知	¥ 2,403,000
滋賀	¥ 3,813,632	熊本	¥ 3,886,000	愛媛	¥ 4,326,000
和歌山	¥ 2,702,538	鹿児島	¥ 6,010,282	合計	¥ 291,343,831

義援金等給付一覧

(平成10年度から令和元年度まで)

令和元年 11 月 15 日現在

支払日	所属会	対象	事象	合計	支払日	所属会	対象	事象	合計
平成10年度～平成20年度				¥ 49,505,000					
H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	¥ 300,000	H23.10.14	和歌山	会員 3名	台風第12号	¥ 700,000
H21.11.16	兵庫	会員 5名	台風第9号	¥ 500,000	H23.10.14	三重	会員 1名	台風第12号	¥ 150,000
H23. 3.14	宮城	宮城会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000	H23.12. 5	山梨	会員 1名	台風第12号	¥ 150,000
H23. 3.14	福島	福島会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000	H23.12. 5	兵庫	会員 7名	台風第12号	¥ 500,000
H23. 3.14	岩手	岩手会	東日本大震災運営費	¥ 2,000,000	H23.12. 5	静岡	会員 7名	台風第15号	¥ 800,000
H23. 4.13	茨城	茨城会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000	H23.12. 5	愛知	会員 1名	台風第15号	¥ 150,000
H23. 4.13	福島	福島会	東日本大震災	¥ 9,000,000	H24. 1.19	千葉	会員 5名	東日本大震災	¥ 1,750,000
H23. 6.17	宮城	宮城会	東日本大震災	¥ 17,300,000	H24. 1.19	茨城	会員 1名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H23. 6.17	福島	福島会	東日本大震災	¥ 11,150,000	H24. 1.19	福島	会員 8名	東日本大震災	¥ 5,000,000
H23. 6.17	岩手	岩手会	東日本大震災	¥ 12,750,000	H24. 1.19	宮城	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H23. 9. 8	新潟	新潟会	新潟・福島豪雨	¥ 600,000	H24.10.17	福岡	会員 3名	九州北部豪雨	¥ 500,000
H23. 9.16	千葉	千葉会	東日本大震災運営費	¥ 1,000,000	H25. 1.17	福島	会員 2名	東日本大震災	¥ 1,000,000
H23. 9.16	千葉	会員 2名	東日本大震災	¥ 150,000	H25.10.23	埼玉	会員 1名	9月2日に発生した突風等	¥ 50,000
H23. 9.16	茨城	会員 14名	東日本大震災	¥ 3,550,000	H25.10.23	山口	会員 1名	7月28日からの大雨	¥ 200,000
H23. 9.16	宮城	会員 10名	東日本大震災	¥ 6,750,000	H25.10.23	岩手	会員 2名	8月9日からの大雨	¥ 100,000
H23. 9.16	福島	会員 18名	東日本大震災	¥ 8,850,000	H26.11. 5	徳島	会員 2名	台風第11号	¥ 300,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H26.12.15	京都	会員 7名	平成26年8月豪雨	¥ 1,000,000
H27. 9.18	茨城	茨城会	関東・東北豪雨運営費	¥ 1,000,000
H27. 9.18	栃木	栃木会	関東・東北豪雨運営費	¥ 150,000
H27.12.15	埼玉	会員 3名	関東・東北豪雨	¥ 600,000
H28. 1.29	茨城	会員 7名	関東・東北豪雨	¥ 2,100,000
H28. 2.29	茨城	会員 1名	関東・東北豪雨	¥ 200,000
H28. 4.18	熊本	熊本会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 4.25	大分	大分会	熊本地震運営費	¥ 1,000,000
H28. 9.21	熊本	会員 15名	熊本地震	¥ 9,500,000
H28.12.15	熊本	会員 29名	熊本地震	¥ 10,200,000
H28.12.15	大分	会員 3名	熊本地震	¥ 600,000
H28.12.15	岩手	会員 2名	台風第10号	¥ 600,000
H28.12.15	札幌	会員 1名	台風第10号	¥ 500,000
H29. 2.23	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 500,000
H29. 2.23	鳥取	会員 1名	鳥取県中部地震	¥ 200,000
H29. 4.26	熊本	会員 2名	熊本地震	¥ 400,000
H29. 9. 4	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H29.10.31	福岡	会員 1名	九州北部豪雨	¥ 100,000
H30. 1.10	山口	会員 1名	台風第18号	¥ 100,000
H30. 1.10	大分	会員 2名	台風第18号	¥ 400,000
H30. 1.10	香川	会員 1名	台風第18号	¥ 200,000
H30. 1.10	奈良	会員 1名	台風第21号	¥ 100,000
H30. 1.10	岐阜	会員 1名	台風第21号	¥ 200,000
H30. 2.28	和歌山	会員 4名	台風第21号	¥ 700,000

支払日	所属会	対 象	事 象	合 計
H30. 6.29	大阪	大阪会	大阪府北部を震源とする地震運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	広島	広島会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 7.31	愛媛	愛媛会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 8. 1	岡山	岡山会	平成30年7月豪雨運営費	¥ 1,000,000
H30. 9.18	山口	山口会	平成30年7月豪雨	¥ 600,000
H30. 9.18	京都	京都会	大阪府北部を震源とする地震	¥ 200,000
H30. 9.19	札幌	札幌会	北海道胆振東部地震運営費	¥ 1,000,000
H31. 1.31	大阪	会員 17名	大阪府北部地震	¥ 3,300,000
H31. 1.31	大阪	会員 3名	台風第21号	¥ 450,000
H31. 1.31	和歌山	会員 4名	台風第21号	¥ 800,000
H31. 1.31	愛知	会員 1名	平成30年7月豪雨	¥ 200,000
H31. 1.31	愛知	会員 3名	台風第21号	¥ 900,000
H31. 1.31	石川	会員 1名	台風第21号	¥ 200,000
H31. 1.31	岡山	会員 8名	平成30年7月豪雨	¥ 1,850,000
H31. 1.31	宮崎	会員 2名	台風第24号	¥ 300,000
H31. 1.31	札幌	会員 2名	北海道胆振東部地震	¥ 550,000
H31. 1.31	愛媛	会員 5名	平成30年7月豪雨	¥ 1,900,000
H31. 3. 1	大阪		大阪北部地震及び台風第21号	¥ 400,000
R 1. 9.27	広島	会員 10名	平成30年7月豪雨	¥ 2,500,000
R 1.10.11	千葉	千葉会	台風15号運営費	¥ 2,000,000
支出計				¥ 194,355,000

義援金等給付合計(平成10年度から令和元年度まで)

¥ 194,355,000

国民年金基金で 老後の生活設計に備える

奈良会 丸田 元明

奈良県奈良市で土地家屋調査士事務所を営んでおります。以前は、父が経営する工務店で施工管理等の仕事を行っていましたが、38歳の時に土地家屋調査士の事務所に就職し、補助者として従事しました。補助者として従事しながら土地家屋調査士の資格を取得し、経験を積んだ後、平成2年から独立して事務所を営んでいます。

仕事を得る当てもなく独立開業しましたので、一から顧客を見付ける必要がありました。そのため、仕事も多くはなく苦勞しました。その時に、奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に相談し、仕事を紹介いただくこととなりました。紹介された仕事をこなしながら、だんだんと仕事が増えていき、事業が安定していきました。

国民年金基金に加入した理由

奈良県土地家屋調査士会から紹介され、国民年金基金制度を知り関心を持ちました。それまでは、年金についてあまり考えたことがなかったのですが、信頼できる会からの紹介なので制度に信頼が持てたこと、また、所得控除のメリットがあり、節税しながら将来の備えができることから、国民年金基金に加入しました。

加入当時は、事業が軌道に乗っていなかった時期だったこともあり、掛金の負担感は少しありましたが、確定申告の際には支払った掛金が全額控除になったことで、メリットを感じました。

国民年金基金に加入して良かったこと

加入したときは、年金はまだ先のことと考えていましたが、実際に年金を受け取る年齢になって、一定の金額がコンスタントに決まった時期に受



け取ることができるので大変有り難いものだと思います。

まだ、現役で働いていますので、受け取った年金で余裕を持った生活をすることができます。買い物や旅行の予定を考える時も、年金はコンスタントに受け取ることができるため計画を立てやすいことが良いところだと思います。

国民年金基金に加入を検討中の方へ

国民年金基金は一定額を決まった時期に受け取ることができるので、生活設計をする上でとても役立っています。

加入しているときも、支払った掛金が全額所得控除になるので、老後資金を備えるにはとてもメリットがある制度だと思います。

また、その時の懐具合により、掛金の口数を増減することができるので、まずは、1口でも加入して、余裕がある年は口数を増やして、あまり余裕がない年は口数を減らして、国民年金基金の制度を有効に活用いただきたいと思います。

実施中

紹介 & 加入 キャンペーン

令和2年
3月まで

クオカードプレゼント

国民年金基金への
加入をご希望（検討）されている方を
ぜひご紹介ください！

ご紹介された方が
基金にご加入されますと



ご紹介者に

クオカード
¥2,000



紹介されて
加入した方に

クオカード
¥3,000



もちろん！
ご紹介ではない
ご加入も大歓迎！



ご自身が
加入した方に

クオカード
¥3,000

ご加入希望者は、第1号被保険者（国民年金を納付し、免除していない方）である必要があります。クオカードは、ご加入された方の初回掛金のお支払いが確認できてからの発送となります。キャンペーンは、令和2年3月末日（必着）までに加入申出書をご提出いただいた方が対象となります。

**紹介票は、日調連 HP 内「会員の広場」の「日調連共済会」から
印刷できます。**（ご自身のご加入には紹介票は必要ありません）

全国国民年金基金 土地家屋調査士支部

TEL:03-6804-1128（平日 9:00~17:00）

令和元年度第2回研修会報告

令和元年11月11日(月)、12日(火)の二日間にわたり、東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモントにおいて表記の研修会を開催いたしました。

日程は、1日目の会長挨拶から始まり、業務研修委員会による地図作成作業効率化のための研修、2日目は外部講師をお呼びして業務関連ソフト、システムに関する講演と、二日間を通じて地図作成をはじめとする大規模業務に関連した内容でした。以下に要旨を報告します。

1 会長挨拶

榊原典夫全公連会長より、令和2年10月に東京国際フォーラムにおいて日調連、全調政連、全公連の三会共催で行われる予定のシンポジウムの紹介と協力をお願い、今後の協会運営の更なる発展のため、今回の研修を開催する旨の挨拶がありました。



榊原会長

続いて、業務・研修担当副会長の花本政秋副会長から、今回の研修会を発注者からの要望に応え、更なる品質の向上に役立ててほしいとの趣旨説明の後、研修を開始しました。

2 「地図作成作業業務の改革 ～ステップアップを目指して～」

全公連業務研修委員会 安藤勘二理事、赤間一秋理事及び岩村昌司理事により、先日行った各協会に対する不動産登記法第14条地図作成業務に対するアンケート調査の結果報告と分析が行われた後、石川県土地家屋調査士会の石野芳治会長を講師にお迎えしての大型業務や共同作業における考え方と題して、石川協会の過去の地図作成業務への取組方の変遷や、現在行っている業務方法の具体的な事例を示しての講義と、高知協会の泉清博理事長を講師にお迎えして、大人数が携わる業務に関するシステムや

ノウハウについての講義が行われました。

1日目の最後に、望月繁和副会長から、現在全公連が作成中の「14条地図作成業務 一筆地調査工程管理支援システム」についての概要報告が行われました。このシステムについては、来年2月に行われる全公連理事長会議においてその詳細を説明いたします。



泉講師



石野講師

3 「あなたのUSBは大丈夫？被害事例から学ぶ情報セキュリティ対策」

現代社会で業務を行う上で、電子データを取り扱うことはもはや避けて通ることはできません。そして、電子データ、特に大量の個人情報を扱う地図作成業務では、情報漏洩に細心の注意を払う必要があります。

2日目の最初は、NTTグループのテルウェル東日本株式会社ビジネスイノベーション部チームリーダーの大関雄一様を講師にお迎えして、情報セキュリティ対策についてご講義いただきました。

詳細な内容については各協会にお問合せいただくとして、技術の進歩とともに小型化、大容量化してますます便利になったUSBメモリは、その利便さ故に大量の情報を気軽に持ち歩ける、裏を返せば先で紛失・盗難に遭う、又はウィルスに感染する可能性も高いということで細心の注意を払って取り扱う必要があるということ。また、情報漏洩はウィルスだけでなく人的な要因(うっかりミスや悪意を持った持ち出し等)も考慮に入れた上での組織としての情報セキュリティ対策を行う必要があるとのことでした。

4 「登記所備付地図作成作業 現地調査支援システムのご紹介」

5 「地籍調査・14条地図整備事務支援連携による作業効率化」

続いて、アイサンテクノロジー株式会社官庁事業推進部部長の近藤豊様を講師にお迎えして、地図作成作業現地調査支援システムについて説明いただきました。このシステムは主に立会日程や立会結果、班別の進捗状況等を管理するものです。

引き続き、福井コンピュータ株式会社マーキュリー事業部エキスパートの西川晃様を講師にお迎えして、地図作成業務事務支援連携による作業効率化と題して、同社のシステムについて説明いただきました。このシステムは主に多数の登記情報や地図情報のデータ化や報告書作成支援をするものです。

この研修内容についても、詳細については各協会にお問合せいただくとして、この二つの講義の共通点は、ITを活用することにより作業効率を上げるとともに、作業工程を単純化、見える化及び共有化することにより、ヒューマンエラーの機会を減らすことにあるのではないかと思います。



近藤講師



西川講師

以下、二日間の研修を通じての報告者の感想です。

我々土地家屋調査士は総じて「自分の行う業務に関しては全て自分が責任を持って行う」という責任感の強い方が多い、というよりも、全てといっても過言ではないかもしれません。ただ、複数人で業務処理を行う地図作成をはじめとした大規模業務処理の際は、もちろん自分の担当する部分を責任を持って行うことは必要ですが、資料調査とその取りまとめ、立会申出作業と実際の立会業務、現地測量と図面作成等各種業務の担当者を別人にすることにより、自然に前の担当者の業務をチェックすることになるということ、ヒューマンエラーはどんなに気を

付けても0%にはならないということを念頭において、何度も自分で見直すよりは、他人の目を何度も通す方がミスは発見しやすいということ、本来土地家屋調査士たる資格者がなさなければならない業務処理部分はどこなのかという工程における優先順位をしっかりと付けて、全体の効率を考えて人任せ、システム任せにできるところはないか(もちろん対費用効果も考えて)改めて考える必要があると感じた二日間でした。



研修会場風景

最後に、印象に残った一言を。

「立会案内の文書を手作業で三つ折りにして封筒詰めして発送する作業、それは日当換算で数万円頂いている資格者たるあなたがしなければならない仕事ですか？」

(全公連 理事 渡邊英雅)



会議経過及び会議予定

12月12～13日	第6回正副会長会議
令和2年	
1月15日	令和2年新年賀詞交歓会
1月15～16日	第7回正副会長会議
2月12～13日	第7回理事会
2月13～14日	全国理事長会議
2月14日	第3回楠教授との勉強会
3月12日	第8回正副会長会議
4月16日	第1回監査会
4月17日	第1回理事会
6月3～4日	第35回定時総会

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営するセコム認証サービスにおいて土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証サービスから発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次有効期間満了を迎えています。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や取消しの手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等にとって手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人では、登記所が発行する商業登記電子証明書を使用することになりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えています。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、発行手続を行います。2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2 新規に発行する電子証明書

2020年1月は有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

3 留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

(3) 電子証明書のファイル及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、電子証明書のファイルやPINコードを紛失された場合、電子証明書の取消手続後、新規に発行する手続が必要となります。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。

ちようさし俳壇

第416回



「飾り海老」

深谷健吾

長き髭末広がりの飾り海老
大小の星ちりばめて去年今年
年玉の袋数へて子沢山
正座して論語を朗と読始

当季雑詠

深谷健吾選

茨城

島田

操

冠雪の富士を遥かに山日和
来年も生きゆくつもり日記買ふ
朝刊で知る旧友の訃や風寒し
六十八年の業閉ぢ年惜しむ

茨城

中原ひそむ

水蜜桃信濃の娘より届く
会者定離生者必滅深む秋
人の世はいろはにほへと紅葉散る
妻逝きて得せぬ月日山眠る

岐阜

堀越

貞有

胴長より長き蓮根を掘り上げる
狛犬の守る神殿神の留守
落鮎へ投網きらりと長良川
辛口の上司も和むおでん酒

山形

柏屋

敏秋

碁敵と対局終へて温め酒
戒名の短き墓に枯るる菊
伸びをして眠る子犬や冬日和
夕映えが後光となりぬ雪の富士

今月の作品から

深谷健吾

島田

操

六十八年の業閉ぢ年惜しむ

「年惜しむ」は、冬の季語。去つて行く年に愛着し惜しむ気持ちである。歳の暮・年歩むという季語の中にも、あらためて一年という歳月を回顧する思いがこめられ、年を擬人化して感傷的にもなっているが、年惜しむに至つてはその感慨は特に深い。土地家屋調査士業を六十八年とは。ただ敬服の一語です。正に生き字引的存在か。業を閉じる気持ちを季語の「年惜しむ」で擬人化した見事な一句である。

中原ひそむ

妻逝きて得せぬ月日山眠る

「山眠る」は、冬の季語。冬の山がもの寂しく、静まっている様子をいう。春は「山笑ふ」夏は「山滴る」秋は「山装ふ」冬は「山眠る」と形容されている。山を擬人化した表現が俳諧味もあり、よく山の感じを出している。この句の眼目は中七の「得せぬ月日」である。即ち奥様を亡くして以来「妻の加護なき月日」のたつことの早いこと。自粛自戒を込めた心象句か。「山眠る」の季語の斡旋により素晴らしい一句となった。

堀越 貞有

狛犬の守る神殿神の留守

「神の留守」は、冬の季語。各神社の神は旧暦十月に出雲へ行ってしまっているの

で、社は留守だとする。その間、かまどがみ竈神や恵比寿神が留守を守るとされた。神が留守だと言われると、あたりの風景もどことなくがらんとしているように感じられる。子供の頃、神社の境内でよく遊んだものである。確かに冬になると境内で遊ぶ子も少なく、がらんとして淋し気な様子。その中で目立つのが社殿の前の一對の狛犬である。神の留守の時期に狛犬に焦点を合わせ境内の情景を活写した佳句である。

柏屋 敏秋

戒名の短き墓に枯るる菊

「枯るる菊」とは、冬の季語「枯菊」の傍題。寒さや霜で傷つき、やがて枯れてゆく菊のこと。葉が枯れていくなかで花はまだ色を残しているさまなど、かえって哀れを誘う。枯菊を束ねて燃やすと線香のような独特な香りもすることがある。提句は「戒名の短き墓」により、お子さんの墓が連想される。ドライ・フラワーのように枯れたまま供えられている菊のある墓の情景か。「戒名」と「枯菊」の取り合わせにより、哀れさを誘う佳句である。



事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテMap

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担月額 **3,000**円(税別) ◁ お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテMap」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
E-mail kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の

ご相談受付中!

無料
ゼンリンから
講師派遣します

●詳しくはお問合せください → mail:kartemap@zenrin.co.jp

編集後記

子(ねずみ)年 ～心新たに～

新年あけましておめでとうございます。令和最初のお正月、皆様はどのように迎えられましたでしょうか。安倍首相が言われていましたが、新元号の令和には「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という願いが込められているそうです。心新たに頑張っていきましょう。

平成31年、令和元年を振り返ると、改元にまつわる行事やG20の大阪開催、スポーツ界ではイチロー選手の引退やラグビーワールドカップ日本開催など、いろいろな出来事がありました。私たち土地家屋調査士を取り巻く環境も土地家屋調査士法の一部改正、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の成立、土地家屋調査士等が電子申請の方法により表示に関する登記の申請又は嘱託をする場合における添付情報の省略に係る取扱い(調査士報告方式)の運用開始など、非常に重要な1年であったと感じます。

今年は民法・不動産登記法の改正が見込まれていることや土地家屋調査士法の一部改正に伴う土地家屋調査士法施行規則、日本土地家屋調査士会連合会会則、各土地家屋調査士会会則の改正等が予定されております。また、土地家屋調査士制度制定70周年の節目の年を迎えました。そして、東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、慌ただしくも、とても楽しい1年となる予感がしております。

今年の干支は子(ねずみ)です。子は真面目で働き者とされ、子年は繁栄する年ともいわれているようです。良いことだけが鼠算式に増えるといいですね。そのためには寝ず身のように毎日こつこつと努力することが一番でしょうか。

本年も会報「土地家屋調査士」では、会員の皆様に有益な情報をお届けできるよう寝ず身のように努めてまいりますので、広報部一同よろしく願いいたします。

広報部理事 高橋正典(茨城会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社